

令和5年度 国内旅行業務取扱管理者研修 受講案内

国内旅行業務取扱管理者試験（国家試験）で科目一部免除を受けるための研修



一般社団法人 全国旅行業協会

1. 受講資格

旅行業法第6条第1項第1号から第6号までの一に該当しない者であって、次の（1）から（3）のいずれにも該当する者とします。

（1）令和5年4月1日現在、旅行者または旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）の業務に従事している者（旅行サービス手配業者は旅行者等ではないため受講できません。）

- ◆令和5年4月1日現在、旅行者等の業務に従事していること。また、修了テストの実施日まで継続してその旅行者等の業務に従事していることも必要です。
- ◆「旅行者または旅行者代理業者の業務に従事」とは、旅行者等に雇用され、当該旅行者等の業務に従事していることをいいます。なお、派遣労働者は「旅行者または旅行者代理業者の業務に従事している者」とは認められません。
- ◆次の受講資格（2）を満たしていても、令和5年4月1日現在で旅行者等から旅行業登録のない企業・団体に出向している方は、受講資格はありません。

（2）令和5年4月1日を算定基準日として、最近5年以内に、本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に3年以上従事した経験を有する者

- ◆「旅行業務」とは、本邦内の登録営業所において行う旅行業法第2条第1項各号に掲げる業務をいいます。例えば、企画・手配・見積・集客・発券・添乗等の業務が該当します。
- ◆人事・経理・総務等の業務のみを取り扱っていた期間、派遣労働者としての従事期間、海外駐在期間、産休等の長期休暇期間は含まれません。

（3）前記（1）（2）の職歴を当該旅行者等が証明した者

- ◆受講願書「職歴証明書」に当該旅行者等による証明が必要です。

2. 研修期日、テスト日時及び場所

| 受講地 | 研修期日 | 収容人員 | 研修会場 | 修了テスト日時 |
|-------|--------------------|------|-------------------------|-----------------------------------|
| 札幌市 | 5月16日（火） 17日（水） | 20名 | TKP札幌駅カンファレンスセンター | 5月17日（水） 15時10分 〜 16時00分 |
| 仙台市 | | 20名 | ハーネル仙台 | |
| さいたま市 | | 35名 | J A 共済埼玉ビル | |
| 東京都 | | 160名 | 日本教育会館 | |
| 名古屋市 | | 65名 | ウインクあいち（愛知県産業労働センター） | |
| 大阪市 | | 50名 | 天満研修センター | |
| 福山市 | | 50名 | 広島県民文化センターふくやま | |
| 大分市 | | 30名 | アイネス（大分県消費生活・男女共同参画プラザ） | |

注1. 研修会場の所在地等については、12頁〈別表〉を参照してください。

注2. 各会場とも収容人員に達し次第締め切ります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、研修会場の変更等をさせていただくことがあります。変更等が生じた場合は、研修申込者または担当者に メール・FAX 等で連絡するとともに、協会ホームページに掲載してお知らせします。

3. 科目及び時間

(1) 科 目

- ① 旅行業法及びこれに基づく命令
- ② 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款
- ③ 国内旅行実務

※地域限定旅行業務取扱管理者試験の合格者は、申請により上記①(下記(2)時間割表 第1日目)「旅行業法及びこれに基づく命令」の研修科目の受講を免除することができます。(3頁5.(1)受講申込書類 カッコ書き参照)

(2) 時間割表

| 期 日 | 時 間 | 科 目 内 容 |
|-----|-------------|--|
| 第1日 | 9:00~12:10 | 旅行業法及びこれに基づく命令 |
| | 13:00~15:10 | 旅行業約款 |
| | 15:20~17:50 | 運送約款及び利用料金その他の旅行業務に関連する料金 (JR) |
| 第2日 | 9:00~12:10 | 運送約款及び利用料金その他の旅行業務に関連する料金 (航空、バス、フェリー、宿泊) |
| | 13:00~14:40 | 旅行業務の取扱いに関する実務処理 |
| | 15:10~16:00 | 修了テスト (国内旅行実務に関するテスト: 全受講者共通) |

- 注) 1. 研修会場により時間割(科目の順序等)が異なる場合があります。
2. 研修第1日目は、全科目受講者は、研修開始時刻30分前までに集合してください。
研修科目の一部免除者は、研修科目「旅行業法及びこれに基づく命令」の受講が免除になりますので、その次の講義の開始時刻15分前までに集合してください。
3. 研修科目の全て(研修科目の一部免除者は「旅行業法及びこれに基づく命令」の講義を除いた科目の全て)を受講した者を対象に修了テストを実施します。
4. 修了テスト実施時における電卓等の計算機器の使用及び携帯電話等の情報通信機器の使用は認めません。また、携帯電話等の情報通信機器を時計として使用することも認めません。時計機能のみの時計を持参してください。
5. 修了テストの問題及びその結果に関する照会には一切お答えできません。

4. 受講料

- (1) 26,000 円 (消費税込み) : 全科目受講者
- (2) 25,000 円 (") : 地域限定旅行業務取扱管理者試験 合格者
(研修科目一部免除対象)

受講料払込先 (郵便局)

| 口座記号番号 | 加入者名 |
|----------------|----------------|
| 00190-6-405903 | 一般社団法人 全国旅行業協会 |

- ①郵便局備え付けの青色の「払込取扱票」を利用して、窓口より現金で払い込んでください。(郵便振替自動受付機〈ATM〉による払込は不可)。なお、払込手数料は払込人(受講申込者)の負担です。また、郵便局から必ず「振替払込請求書兼受領証」を受け取ってください。
- ②現金書留及び現金での受付はしておりません。
- ③やむを得ず会社名で払い込む場合は、対象となる受講申込者名も必ず記入してください。

④「払込取扱票」と「受講願書」に記入された住所・氏名・希望受講地を照合いたしますので、払い込みの際には記入漏れが無いよう注意してください。記入方法は5頁の「記入上の注意事項」を確認してください。

⑤「振替払込請求書兼受領証」のコピーが受講願書の受講料払込証明欄に貼付されていない場合は、受講料未納として取り扱います。

⑥ **受講願書を受理した後は、理由のいかんにかかわらず返還いたしません。**

※受講申込者が5名以上の場合に限り、受講願書の提出及び受講料の払い込みを旅行業者等の代表者が一括して行うことができます。希望者は3月10日（金）までに、当協会 管理者研修係（12頁参照）へお問い合わせください。

5. 受講手続

（1）受講申込書類

（一社）全国旅行業協会が交付した所定のものを使用し、 受講申込書類（「**④**受講願書」、**「⑤職歴証明書」**、「**⑥**写真票」）に必要事項を記入の上、**④～⑥**を**三枚一組**として下記（3）の受講申込書類提出先まで提出してください。〈記入例：6頁以降〉

地域限定旅行業務取扱管理者試験の合格者のうち、2頁「3. 科目及び時間」に掲げる研修科目の一部免除を希望する者は、上記受講申込書類のほか、**免除根拠書類として、**
「⑦地域限定旅行業務取扱管理者試験の合格証書の写し」を添付すること。

根拠書類の未提出または不備については、一部科目免除の資格がないもの（全科目受講）として受け付け、受講料の差額を納付いただきます。

（2）受講申込書類提出期間

令和5年3月31日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。なお、料金別納及び料金後納郵便にあつては、3月31日までに到着したもののみとします。

（3）受講申込書類提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シヤスターストビル3階
一般社団法人 全国旅行業協会 管理者研修係

（必ず簡易書留で郵送してください。なお、封筒の表面に「受講申込書類在中」と朱書きしてください。）

※ 受講申込書類については直接持参されても受理できません。

（4）受講の受付

受講申込書類提出期間内に提出された受講申込書類及び受講料について、完備している申込者より先着順に受理します。なお、申込受理者が会場の収容人員に達した場合は、**受講申込書類に記載された第2希望の会場へ順次振り替えさせていただきます。**第2希望の記載がない場合は、第1希望会場以外で受講する意志がないものとして、受講申込書類・受講料を、手数料を差し引いてお返しいたします。該当者には、それぞれについて4月末までに連絡します。

注)

1. 受講申込書類の記入内容及び捺印に不備がある場合並びに受講料が未納の場合は、提出されても受理せずに返却します。
2. **受講申込書類を受理した後の変更（受講地・研修の種類等）は認めません。**
3. **一旦受理した受講申込書類等は、理由のいかんにかかわらず返還いたしません。**

6. 受講資格の確認

受講資格を確認するため、一部の受講申込者（無作為抽出）に対し公的機関による次の証明書の提出を求める場合があります。その場合、別途、代表者宛に書面で依頼しますので、指定された期日までに下記の書類を提出してください。

証明書類

- ① 行政庁へ提出している旅行業務従事者名簿の控え
- ② ①の旅行業務従事者名簿の提出を義務付けられていない都道府県の旅行業者等に勤務している受講申込者については健康保険証（国民健康保険証を除く）の写し
なお、上記の書類がない場合は、当協会 管理者研修係（12 頁参照）にご相談ください。

7. 受講票及び研修教材の送付

- (1) 5月上旬頃、前頁5.（4）において受理された受講申込者の現住所宛に送付します。
研修教材には受講票が同封されていますのでよくご確認ください。
- (2) 研修教材は必ず予習しておいてください。
- (3) **受講票の不備、研修教材の不足等があった場合は、5月11日（木）までに、当協会 管理者研修係（12 頁参照）へお問い合わせください。**この期間内に問い合わせがない場合は、送付物が届いており、完備されているものと見做します。なお、研修当日の教材貸出はいたしません。
- (4) 受講者は、両日とも受付へ受講票を提出し、係員の確認を受けてください。

8. 研修結果発表、修了証書等の送付

- (1) 研修結果は、**6月7日（水）〈予定〉**に修了テスト受験者全員の住所地へ発送するとともに、修了者の受講番号を当協会のホームページに掲載します
(<https://www.anta.or.jp/>)。また、当協会本部事務局及び各都道府県支部事務局においてもご確認いただけます。
- (2) 修了テストに合格した者には修了証書を、不合格者には不合格通知を、それぞれ郵送します。6月15日（木）になっても届かない場合は、当協会 管理者研修係（12 頁参照）へお問い合わせください。
- (3) 電話による結果のお問い合わせにはお答えできません。
- (4) 修了証書の交付を受けた者は、国内旅行業務取扱管理者試験科目の一部免除を申請することができます。
- (5) この修了証書の有効期限は、次年度の国内旅行業務取扱管理者試験までです。**

9. 受講申込書類記入上の注意事項

- (1) 黒又は青のボールペン（消せるボールペン等の修正可能な筆記具は不可）を用いて、かい書でていねいに申込者本人が記入してください（勤務先欄についてはゴム印使用可）。
判読不能な文字等が記入されている場合は、受理できないことがあります。
- (2) 書き損じにより訂正する場合は、修正液等での訂正は認められませんので、2本線にて抹消し、訂正箇所には訂正印（「**ⓑ**職歴証明書」は代表者印または役職印、「**Ⓐ**受講願書」および「**ⓒ**写真票」は受講者の個人印）を押印してください。
- (3) 数字は、算用数字を用いてください。
- (4) 虚偽の記入をした場合は、受講の禁止または修了を取り消します。特に、氏名及び生年月日は、戸籍どおり正確に記入してください。
- (5) 経験年数及び添乗回数は、他の旅行業者等在職時における年数及び回数も通算して記入してください。

- (6) 写真は、最近6カ月以内に撮影した、縦4.5cm×横3.5cm、無帽、上半身、正面向、無背景で本人と確認できるものとし、写真の裏面に氏名を記入の上、所定の場所に貼ってください。なお、顔の部分が小さいもの、マスク着用により顔の一部が隠れているもの、不鮮明なもの等、不適切な写真を貼付している場合は受理しませんので、ご注意ください。また、テスト実施時に眼鏡を使用する者は、眼鏡をかけて撮影したものを貼ってください。
- (7) 受講申込書類の記入の偽りまたは偽造印を押印した者は、刑法による罰則が適用されます。
- (8) 「㊸職歴証明書」については、所属する旅行業者等の代表者印または役職印（個人の場合は行政庁提出文書の印鑑と同じもの）で証明してください。
- (9) **現在所属する旅行業者等における経験年数が3年未満で、他社における経験を加えなければ3年に達しない場合は、現職の「㊸職歴証明書」のほか、別紙（「㊸職歴証明書」を別途印刷して使用）による他社の「㊸職歴証明書」（旅行業務歴が記入されており、代表者印または役職印が押印されているもの）を添付してください。（……記入例10頁参照）**

例) 現在所属する会社で2年、以前勤務していた会社で2年、2社で合計3年以上の国内旅行業務に従事している場合。

- ①令和3年4月1日～令和5年4月1日 ■■■■■に所属している職歴証明書
 ②平成31年4月1日～令和3年3月31日 ○○○○○に所属していた職歴証明書
 ①・②両方の職歴証明書が必要です。

(10) **同一会社でも、在職中に旅行業の種別または登録番号に変更があった場合は、変更ごとに職歴証明書を作成してください。**

以前勤務していた旅行業者等が廃業・倒産等によって現在存続していない場合は、下記の方法で職歴証明書を作成してください。

- ①その旅行業者等の主たる営業所を管轄する法務局でその旅行業者等の「閉鎖謄本」又は「全部事項証明書（閉鎖事項証明書）」を取得する。
 ②上記①の謄本又は証明書に記載されている役員の一から、別途印刷した職歴証明書の職歴証明日・会社名・役職名・氏名欄に、証明日・会社名・その方の元役職名・その方の現住所・氏名を記載し、捺印（元役員個人の個人印）してもらう。
 ③上記①と②を併せて提出する。
 ※旅行業は廃業（登録抹消）していても、会社として存続している場合は、通常どおり当該会社に証明をもらってください。

10. 「払込取扱票」記入上の注意事項

- 必ず郵便局備え付けのものを使用してください。
 ○払込手数料は、払込人（受講申込者）の負担になります。

「4. 受講料」参照

| 払込取扱票 | | 振替払込請求書兼受領証 | |
|--|-------|---|---------------------|
| 口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。 | | 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らなくてお出しください。 | |
| 口座番号 | 金額 | 口座記号 | 金額 |
| 001906 | 26000 | 001906 | 26000 |
| ※ 一般社団法人全国旅行業協会 | 科目 | ※ 一般社団法人全国旅行業協会 | おなまえ |
| 〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川アパート201号 | 備考 | ※ 神奈川県横浜市中区尾上町 5-80 神奈川アパート201号 | ゼンリョ タロウ 全旅 太郎 様 |
| 希望受講地：東京都 | 日附印 | おなまえ | ゼンリョ タロウ 全旅 太郎 様 |
| ※ (ご連絡先電話番号) 090-●●●●-▲▲▲▲ | 料金 | 日附印 | 05.3.24 |
| 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) | 円 | 備考 | 11845 |
| これより下部には何も記入しないでください。 | | | この受領証は、大切に保管してください。 |

- 受講願書に記入された受講申込者の氏名及び現住所と一致していること。
- 希望受講地(第1希望)を記入すること。
- やむを得ず会社名で払い込む場合は、対象となる受講申込者名も必ず記入すること。

コピーを受講願書の受講料払込証明欄に貼り付けること。